

平成21年度定期監査（5）監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定により、平成21年度定期監査（5）を下記のとおり実施したので、同条第9項の規定に基づきこれを提出する。

なお、塩谷博前監査委員は、平成21年10月20日の監査の執行に関与し、藤田尚監査委員は、同月21日から監査の執行に関与した。

ただし、藤田尚監査委員は、地方自治法第199条の2の規定に基づき、総務部情報公開課の監査および監査結果決定の合議に加わらなかった。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成21年10月20日から同年11月24日までの間において実日数10日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成21年度練馬区監査基本計画に基づき、監査対象部課および課の所管する施設における平成20年度の財務に関する事務の執行において、地方自治法第2条第14項および第15項の趣旨に則って、予算の執行、契約、会計および財産管理等が適正かつ効率的に行われているか等について実施した。

(3) 監査の視点

各事務事業について、予算の執行は適正かつ効果的か、会計処理は適正か、サービス管理ならびに現金および郵券等の管理は適正か、業務委託をはじめとする各種契約の締結、履行内容は適正か、補助金執行は適切か、的確な施設管理が行われているか等を主眼として監査を実施した。さらに以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 業務委託等について、受託事業者や指定管理者への指導が適切に行われているか。また、報告書や精算書の確認を十分に行っているか。

イ 補助金は、根拠となる要綱などに沿って適正に執行し、内容確認を十分に行っているか。

ウ 随意契約は適正に行われているか。また、権限を超えた契約、不当な分割契約がなされていないか。

(4) 監査対象部課

ア 企画部

(ア) 企画課

(イ) 経営改革担当課

(ウ) 基本構想担当課

- (エ) 財政課
- (オ) 公会計担当課
- (カ) 情報政策課
- イ 危機管理室
 - (ア) 防災課（以下の施設を含む）
 - ・谷原備蓄倉庫
 - ・石神井町一丁目防災井戸
 - ・防災備蓄庫4か所 泉新小学校、練馬東中学校、光が丘第二中学校、八坂中学校
 - (イ) 防災計画担当課
 - (ウ) 安全・安心担当課
- ウ 総務部
 - (ア) 総務課
 - (イ) 文書法務課
 - (ウ) 文化国際課
 - (エ) 情報公開課
 - (オ) 職員課
 - (カ) 人材育成課
 - (キ) 経理用地課
 - (ク) 人権・男女共同参画課
 - (ケ) 施設管理課

2 監査の結果
適正に行われていた。